

ポーランド週報

(2023年7月27日～2023年8月2日)

令和5年(2023年)8月4日

H	E	A	D	L	I	N	E	S
政治 議会選挙実施日に関する与野党党首のコメント ポーランドのEU議長国就任に向けた当局間の協力に関する法律案の下院可決 国民投票法改正案の上院否決 ロシアが及ぼした影響を調査する国家委員会設置法改正案の成立 ワルシャワ蜂起79周年 軍による国境警備の支援 ベラルーシ軍ヘリコプターによる領空侵犯 ポーランド・ウクライナの関係が緊張化								【お願い】3か月以上滞在される場合、在留届を大使館に提出してください。大規模な事故・災害等が発生した場合、所在確認・救援の根拠となります。 問合せ先 大使館領事部 電話 22 696 5005 Fax 5006 各種証明書、在外投票、旅券、戸籍・国籍関係の届出についてもどうぞ。
治安等 治安機関職員の銃所持基準の変更 ベラルーシとの国境の緊張が継続								
経済 7月のインフレ率は10.5%まで低下 Eurostat によるポーランドの6月の失業率は2.7% ポーランド国鉄PKP InterCity、プッシュプル列車の入札を発表 穀物の収穫量が2022年と比べて4%減少 道路建設企業が直面する課題 ポーランド国鉄PKP InterCity、入札手続きをキャンセル PKN Orlen、3つの風力発電所をポートフォリオに追加 石炭輸入、過去最高を更新か 日本・ポーランドの共同研究プロジェクト及び共同科学セミナーの提案募集								
大使館からのお知らせ 長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意 欧州でのテロ等に対する注意喚起 孤独・孤立及びそれに付随する問題でお悩みの方へ 「たびレジ」への登録のお願い 新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起 マイナンバーカード取得のお願い 年金受給者の現況届提出について 有効期間10年の旅券の発給申請可能年齢等の引き下げについて 旅券のオンライン申請等の開始について 大使館広報文化センター開館時間 文化行事・大使館関連行事								
在ポーランド日本国大使館 ul. Szwoleżerów 8、00-464 Warszawa Tel:+48 22 696 5000 http://www.pl.emb-japan.go.jp								

政 治
内 政

議会選挙実施日に関する与野党党首のコメント【7月27日・30日】

7月27日、トウスク「市民プラットフォーム」(PO)党首は、オストルダで有権者との会合を開き、与党は選挙を延期しがっていると述べ、強く批判した。

7月30日、カチンスキ「法と正義」(PiS)党首は、ポワイェヴォで有権者との会合を開き、「ワグネルの傭兵部隊がベラルーシに現れた。我々はこのような脅威を過小評価していないものの、だからといって我々の民主的プロセスを停止することを意味するのではない。選挙は予定通り行われる。」と述べた。

ポーランドのEU議長国就任に向けた当局間の協力に関する法律案の下院可決【7月28日】

7月28日、下院は、本会議を開き、大統領によって議会に提出された、ポーランドのEU議長国就任に向けた当局間の協力に関する法律案について審議・投票を行った。同法案は、賛成238票、反対210票、棄権6票を得て可決された。同法案は、2025年前半にポーランドがEU議長国に就くことに伴い、大統領、政府、上下両院の協力の在り方について定めている。同法案によれば、欧州委員会委員や欧州司法裁判所(ECJ)判事などのEUポストについて、政府は大統領に候補者リストを提出し、大統領は14日以内に候補者の指名に賛成するか反対するか決定を下せるようになる。また、欧州理事会やEUが出席する国際会議においてポーランドがとる立場については、政府が大統領と協議を行った上で判断を行うようになる。

国民投票法改正案の上院否決【7月28日】

7月28日、上院は、本会議を開き、国民投票法改正案に関する審議・投票を行った。同改正案は、賛成46票、反対51票、棄権0票で否決された。同改正案は、議会選挙や大統領選挙、EU議会議員選挙と同じ時間帯に国民投票を実施できるようにすることが想定されている。同改正案は、今後下院に差し戻され、再度の審議・投票に付されることになる。

ロシアが及ぼした影響を調査する国家委員会設置法改正案の成立【7月28日・31日】

7月28日、下院は、本会議を開き、ポーランド国内の安全保障にロシアが及ぼした影響を調査する国家委員会の設置に関する法律の改正案について再度審議・投票を行った。同改正案は、賛成235票、反対214票、棄権4票を得て議会を通過し、大統領による署名に送られた。

7月31日、ドゥダ大統領は、同改正案に署名した。現行法ではロシアの影響を受けていたと認められた人物に対して講じることができた対抗措置は、同改正案によって撤廃される。

ワルシャワ蜂起79周年【8月1日】

8月1日、ワルシャワ蜂起から79周年を迎え、ドゥダ大統領、モラヴィエツキ首相、ヴィテク下院議長、グロツキ上院議長、ワルシャワ市のチシャスコフスキ市長などが追悼式典に参列した。ドゥダ大統領は、「1944年のワルシャワ蜂起の際、首都住民18万人以上が殺されたことを決して忘れてはならない。これは、ワルシャワが、ポーランド人が、ワルシャワ人が、自由なポーランドのために払った代償である。」と述べた。

外交・安全保障

軍による国境警備の支援【7月27日】

7月27日、ブワシュチャク国防大臣は、ポーランドとベラルーシの間の国境の通過施設で国境警備に従事する兵士たちと会談し、「我々は2021年秋に開始されたハイブリッド攻撃の歴史をよく知っている。それは西側に向けられたロシアの侵略の始まりであった。ポーランド軍は現在も国境に展開して国境警備隊を支援している。しかしながら、ベラルーシに新たにワグネルの部隊が出現したことにより脅威が増大しているため、新たにポーランド西部に駐屯する部隊を東部に展開することになった。部隊を増強することで、潜在的な脅威に対応する。」と述べた。

ベラルーシ軍ヘリコプターによる領空侵犯【8月1日】

8月1日、ブワシュチャク国防大臣は、情報収集の結果に基づいて、国境付近で訓練を実施していたベラルーシ軍のヘリコプター2機によるポーランド領空

への侵犯があったことを明らかにした。ベラルーシ側は事前にポーランド側に訓練について通知していたが、領空侵犯が非常に低い高度で行われたため、レーダーシステムにより探知するのは困難であり、当初ポーランド軍作戦司令部はポーランドのレーダーシステムは領空侵犯を記録していないと公表していた。同国防大臣は、国境における兵士の増強と戦闘ヘリコプターを含む部隊の追加派遣を命じるとともに、NATOへの情報共有を行った。

また、同日夜、ポーランド外務省は駐ポーランド・ベラルーシ臨時代理大使を召還し、断固たる抗議とともに、ベラルーシ政府が事件を直ちに徹底的に説明するよう求めた。

ポーランド・ウクライナの関係が緊張化【8月1日】

8月1日、在ウクライナ・ポーランド大使がウクライナ外務省に召還された。召還の背景には、プシダチ

大統領府国際政策局長官の「ウクライナはポーランドからの援助に感謝をし始めるべき」という趣旨の発言をシュミハリ・ウクライナ首相が非難し、ウクライナの穀物のEU市場への参入を認めるよう要求したことがある。同日、ポーランド外務省も、在ポーランド・

ウクライナ大使を召還した。ポーランドとウクライナの関係は、ウクライナ戦争が始まって以降最も深刻な危機となっている、とジェチポスポリタ紙は報道している。

治 安 等

治安機関職員の銃所持基準の変更【7月28日】

警察官を始めとする治安機関関係者の銃所持基準が規定された修正法案(本年春に議会で承認)が、7月28日から施行された。職員個人の保護を目的として銃を所持する場合、旧法では、「生命、健康及び財産に対する通常以上の脅威が永続的に存在することとされていたが、新法では、「国家の潜在的な防衛能力を強化する」との内容に修正された。これにより、治安機関職員個人の保護を目的とした銃所持の条件が緩和されるという。

対象となる治安機関は、警察、対外情報機関、国軍、国境警備隊、税関、刑務所等であり、政府から軍用の銃が割り当てられる。

ベラルーシとの国境の緊張が継続【8月1日】

8月1日付けジェチポスポリタ紙によると、ポーラン

ドとベラルーシの国境における緊張の高まりが継続している。ポーランド政府は、民間軍事会社ワグネルの傭兵が同国境に向けて移動しているとの情報を受け、警察や国境警備隊によるパトロールを強化している。国境警備隊は、ワグネルの傭兵が、ポーランドの治安機関員等を挑発し、攻撃する方法を外国人に訓練する可能性も懸念している。

国境警備隊の統計によると、本年ベラルーシからポーランドに不法に入国した最大の国籍集団はシリア人とアフガニスタン人で、次いでイエメン人が多い。50か国以上の国籍者が越境したが、そのほとんどがロシアのビザを所持しているという。IBRIS 世論調査センターによると、50.6%のポーランド人が、ベラルーシにおけるワグネルの存在がポーランドの治安に対する脅威であると認識している。

経 済

マクロ経済動向・統計

7月のインフレ率は10.5%まで低下【7月31日】

7月のポーランドの消費者物価指数は前年同月比10.8%で、前月比では0.2%低下し、昨年2月以来の水準となった。さらに、いわゆる「アンチ・インフレーションの盾」が発動された昨年2月を除けば、月間としては2020年8月以来の減少となる。しかしながら、これは季節的な変動とみられ、主に収穫期の食料品価格の下落によるもので(前月比1.2%減)、燃料価格は原油価格上昇により上がった(前月比0.4%増)という見方もある。

ポーランド国立銀行のグラピンスキ総裁は、インフレ率が10%を下回るようであれば、利下げの可能性を示唆している。この目標を達成するためには、8月の物価全体が安定していることが重要であるが、エコノミストの間では、7月の原油価格の上昇により、インフレ率が2桁になるのではないかと懸念が高まっている。一方、ユーロ圏の消費者物価指数も7月の年間インフレ率が5.3%と3ヶ月連続で低下し、

EU各国のインフレ見通しや金融政策に影響を与える可能性がある。

Eurostat によるポーランドの6月の失業率は2.7%【8月1日】

EUの統計局である Eurostat は今年6月のポーランドの失業率が前月と変わらず2.7%であったと発表した。失業者数は5月の47.1万人から6月は47.2万人に増加した。Eurostatによると、EU圏の6月の失業率は6.4%で5月と変わらなかった。ポーランドはチェコと並んでEU加盟国中第2位であり、第1位のマルタと0.1%の差のみである。

一方、ポーランド中央統計局(GUS)によると、今年6月のポーランドの失業率は前月比0.1%低下して5.0%である。GUSと Eurostat の数字に差があるのは算出方法が異なるためで、GUSは現在求職活動をしていない人も含め、労働事務所に登録されているすべての失業者について報告しているのに対し、Eurostat は積極的な求職者のみを考慮している。

ポーランド産業動向

ポーランド国鉄PKP InterCity、プッシュプル列車の入札を発表【7月31日】

ポーランド国鉄PKP InterCity は、7両編成のプッシュプル・ダブルデッキ列車38両とマルチシステム機関車45両の新たな入札を発表した。競争的対話

手続きの下で発表された前回の入札とは異なり、今回の入札は公開入札であり、さらに契約締結日時点の完了期限が2026年5月31日から最長54ヶ月に延期された。同社はまた、変更された諸条件は、プロジェクト実施に向けた入札の提出をメーカーに促すことを意図したものであることを強調している。

穀物の収穫量が2022年と比べて4%減少【8月1日】

ポーランド中央統計局(GUS)によると、穀物の今年の推定収穫量は2,590万トンで、2022年の収穫量より約4%少なくなると報告されている。今年のその他の農作物の暫定推定値は、菜種とマスタード穀物は昨年より約1%少ない約369万トン、野菜は昨年より3%少ない約390万トン、果樹は昨年より9%少ない430万トン超と推定される。5~6月の雨不足は、農作物、特に穀物の生産に悪影響を及ぼした。今年の穀物の推定耕作面積は、前年より約2%減少し、合計約570万ヘクタールとなる。

道路建設企業が直面する課題【8月2日】

道路建設サービスを提供する企業は、燃料やアスファルトなどの価格高騰のため、ウクライナ戦争開始前に契約した予算内でプロジェクトを完了することが困難であると報告しており、現在、ビ

ジネス団体は、契約に関する指数の上限を現在の10%から引き上げるようアダムチク・インフラ大臣に訴えている。ポーランド雇用主連盟会長の意見では、この上限は市場の真のニーズや建築資材価格の上昇を反映しておらず、これは調達の低迷を招き、最悪の場合、請負業者や下請け業者の倒産につながるかもしれないと警告している。

ポーランド国鉄PKP InterCity、入札手続きをキャンセル【8月3日】

ポーランド国鉄PKP InterCityは、鉄道車両メーカーPesaとNewagのコンソーシアムが提出した唯一の入札額が78億ズロチで、契約当局の予算を約24億ズロチ上回ったため、7両編成のプッシュプル2階建て列車38両とマルチシステム機関車45両の入札手続きをキャンセルした。これは契約当局の予算を約24億ズロチ上回るものであった。入札手続きの中止を決定したもう一つの要因は、全38編成の納入期限が厳しかったことである。政府が国家復旧・復興計画からの資金で購入資金を補填する予定であったため、入札条件に明記されたとおり、車両は2026年5月末までに納入されることになっていた。

エネルギー・環境

PKN Orlen、3つの風力発電所をポートフォリオに追加【7月31日】

Orlenグループの一部門であるOrlen Wind 3は、EDP Renewables ポーランド社と、ヴィエルコポルスカ県にある3つの風力発電所(総設備容量142MW)の買収契約を締結した。これらの施設はウヤズト(30MW)、ドブジツァ(49,9MW)、ドミノボ(62,4MW)近辺に位置し、2021年と2022年に導入された。この取引について、Orlenのダニエル・オバジテックCEOは、近年の国内再生可能エネルギー市場で最大級の取引であることを強調した。「我々は、顧客にクリーンで価格競争力のあるエネルギーを提供するため、この分野に一貫して投資している。」と加えた。

石炭輸入、過去最高を更新か【8月3日】

欧州統計局(Eurostat)の最新速報データによると、ポーランドは今年最初の5か月間に1,050万トンの石炭を輸入し、この傾向が続けば、昨年の輸入記録2,020万トンを更新する可能性がある。ポーランド産業開発庁(ARP)の最新データによると、2023年5月にポーランドの炭鉱が販売した石炭はわずか332万トンで、過去最悪の結果となった。その結果、ポーランドの最も効率的な鉱山であるルベルスキー・ヴォージエル・ボグダンカ社を含め、鉱山は生産計画を削減している。

ここから記入

科学技術

日本・ポーランドの共同研究プロジェクト及び共同科学セミナーの提案募集【7月27日】

ポーランド科学アカデミー(PAN)と日本学術振興会(JSPS)は、両機関間の科学協定に基づき、2024年から2025年にかけて実施される共同研究プロジェクト及び共同科学セミナーの提案募集を開始した。

テーマは人文科学、社会科学、自然科学で、詳細リストは以下のURLを参照。

https://www.jsps.go.jp/file/storage/e-bilat/call/3_FY2024_reviewsectionset_nikokukan_e.pdf

共同研究プロジェクトについては最大2件で、最長2年間実施可能で、PANからの資金援助の総額は各共同研究プロジェクトにつき年間13,500ズロチ、期間全体では27,000ズロチを上限とする

また、共同科学セミナーについては、年1度、最長1週間の開催することとし、ポーランドで開催する場合は最大13,500ズロチが支給される。

これらの申請期限は本年9月5日までである。

長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意

最近、ドイツ以外のシェンゲン協定域内国に長期滞在を目的と申告した邦人が、経由地であるドイツでシェンゲン協定域内への入国審査を受ける際に入国管理当局から(1)最終滞在予定国の有効な滞在許可証、(2)ドイツ滞在法第4条のカテゴリーD査証(ナショナル・ビザ)、又は(3)同D査証に相当する滞在予定国の長期滞在査証の提示を求められ、これを所持していないために入国を拒否される事例が発生しております。

このため、現地に到着してからの滞在許可証取得を予定し、最初にドイツ入国を予定している場合には、注意が必要です。

ドイツ以外の国では同様の事例は発生しておりませんが、シェンゲン協定域内国での長期滞在を目的に渡航する場合には、滞在国及び経由国の入国審査、滞在許可制度の詳細につき、各国の政府観光局、我が国に存在する各国の大使館等に問い合わせるなどし、事前に確認するようにしてください。詳しくは下記リンク先を御覧ください。

http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_schengen_2.html

(注):シェンゲン協定とは、シェンゲン協定加盟国の域外から同加盟国域内に入る場合、最初に入域する国において入国審査が行われ、その後のシェンゲン協定域内の移動においては原則として入国審査が行われないといった協定です。

○シェンゲン協定域内国(2020年6月現在):26か国

アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、リヒテンシュタイン

欧州でのテロ等に対する注意喚起

欧州では、「イラク・レバントのイスラム国」(ISIL)の台頭以降、一般市民等のソフトターゲットを標的としたテロが相次いで発生しており、今後も更なるテロの発生が懸念されます。

観光客やイベント等を標的とするテロに警戒する必要があることに加え、イベント等の警備のため手薄となった他の都市でのテロの実行も懸念されます。以上を踏まえ、以下のテロ対策をお願いします。

1 外務省が発出する海外安全情報及び現地報道等で最新の治安情勢等の関連情報の入手に努めるとともに、日頃から注意を怠らないようにする。

2 以下の場所がテロの標的となりやすいことを十分認識する。

観光施設、観光地周辺の道路、記念日・祝祭日等のイベント会場、レストラン、ホテル、ショッピング・モール、スーパーマーケット、ナイトクラブ、映画館等人が多く集まる施設、教会・モスク等宗教関係施設、公共交通機関、政府関連施設(特に軍、警察、治安関係施設)等。

3 上記2の場所を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、不審な人物や状況を察知したら速やかにその場を離れる、できるだけ滞在時間を短くする等の注意に加え、その場の状況に応じた安全確保に十分注意を払う。

4 現地当局の指示があればそれに従う。特にテロに遭遇してしまった場合には、警察官等の指示をよく聞き冷静に行動するように努める。

5 不測の事態の発生を念頭に、訪問先の出入口や非常口、避難の際の経路、隠れられる場所等についてあらかじめ入念に確認する。

詳しくは下記リンク先を御覧ください。

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

テロ・誘拐対策に関しては、以下も併せて参照してください。

(1)パンフレット「海外へ進出する日本人・企業のための爆弾テロ対策 Q & A」

(パンフレットは、https://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_03.html に掲載。)

(2)パンフレット「海外旅行のテロ・誘拐対策」

(パンフレットは、http://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_10.html に掲載。)

(3)ゴルゴ 13 の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル

(マニュアルは、http://www.anzen.mofa.go.jp/anzen_info/golgo13xgaimusho.html に掲載)

6 テロの類型別留意事項は以下のとおりです。

【車両突入型テロ】

●ガードレールや街灯などの遮へい物がない歩道などでは危険が増すことを認識する。

●歩道を歩く際はできるだけ道路側から離れて歩く。

【爆弾、銃器を用いたテロ】

- 爆発や銃撃の音を聞いたら、その場に伏せるなど直ちに低い姿勢をとり、頑丈なものの陰に隠れる。
- 周囲を確認し、可能であれば、銃撃音等から離れるよう、低い姿勢を保ちつつ速やかに安全なところに退避する。閉鎖空間の場合、出入口に殺到すると将棋倒しなどの二次的な被害に遭うこともあるため、注意が必要。
- 爆発は複数回発生する可能性があるため、爆発後に様子を見に行かない。

【刃物を用いたテロ】

- 犯人との距離を取る。周囲にある物を使って攻撃から身を守る。

【イベント会場、空港等の屋内でのテロ】

- 不測の事態の発生を念頭に、出入口や非常口、避難の際の経路等についてあらかじめ入念に確認する。
- 会場への出入りに際しては、混雑のピークを外し、人混みを避ける。
- セキュリティが確保されていない会場の外側や出入口付近は危険であり、こうした場所での人混みや行列は避けるようにする。空港等では、人の立入りが容易な受付カウンター付近に不必要に近寄ったり長居したりすることはせず、セキュリティ・ゲートを速やかに通過する。
- 二次被害を防ぐため、周囲がパニック状態になっても冷静に行動するよう努める。

孤独・孤立及びそれに付随する問題でお悩みの方へ

外務省では、2021年7月から、日本のNPO5団体と連携し、在外邦人の皆様がNPO団体にチャットやSNSを通じて直接相談することを支援する取り組みを開始しました。下記リンク先よりNPO5団体の取組などが紹介されておりますので、ご関心のある方は是非ご活用下さい。

(外務省海外安全HP) <https://www.anzen.mofa.go.jp/life/info20210707.html>

「在留届」の提出及び「たびレジ」への登録のお願い

3か月以上海外に滞在する方は在留届の提出を、3か月未満の場合は「たびレジ」への登録を必ず実施してください。共にオンラインでの提出・登録が可能です。渡航先の最新安全情報や、緊急時の大使館又は総領事館からの連絡を受け取ることができます。また、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。

また、「在留届」をご提出いただいた方におかれましては、ご帰国やお引越、ご提出いただいた記載内容に変更があった場合には、「変更届」や「帰国・転出届」の提出をお忘れなくお手続き下さい。

下記リンク先から「在留届」の提出及び「たびレジ」に登録することができます。

(在留届) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

(たびレジ) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染が世界各地で報告されており、感染が報告された国々に渡航していた方を介して、感染が更に拡大する可能性があります。

ポーランドでも2020年3月4日に国内で初の同ウイルス感染者が認められて以降、感染者が増加し、同3月20日には、感染事態が宣言されました。2022年3月28日以降、ポーランドにおける防疫措置が大幅に緩和され、マスク着用義務は医療施設内などに限定されましたが、人混みでのマスク着用は引き続き推奨されています。同年5月16日以降は、「感染事態」から「感染脅威事態」に変更される旨が発表されています。

最新情報を収集すると共に、手洗いうがいの励行、咳や発熱が認められる人に安易に近づかない等、感染予防に努めてください。また、同ウイルスの感染拡大に伴い、東洋人に対する風評被害が発生しているとの情報もあるところ、ポーランド国内で被害に遭われた場合は、発生場所、日時等を含む可能な限り詳細な情報を当館領事部に提供いただくようお願いいたします。

外務省は本件に関し、広域情報を発出いたしました。在留届を提出した方及び「たびレジ」へ登録している方には既にメールが配信されております。最新情報は、下記リンク先で御確認ください。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

領事部連絡先

Eメール: cons@wr.mofa.go.jp

電話番号: 22-696-5005(受付時間: 月～金曜日 9:00～12:30、13:30～17:00)

マイナンバーカード取得のお願い

マイナンバーカードは、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤で、多様化・拡大する様々な手続・

サービスを個人が広く利用できるようにするために不可欠な本人確認ツールです。

マイナンバーカードは、マイナンバーが記載された顔写真入り・ICチップ付きのカードで、役所に行かなくても日本国内のコンビニエンスストアで住民票の写しや課税証明書など各種の証明書を取得できるなど様々な利点があり、2021年から一部の医療機関で健康保険証としても使えるようになっています。

現時点では、日本国内に住民登録のない海外居住者は、マイナンバーカード及び電子証明書を取得・利用することはできませんが、令和6年中に海外居住者もマイナンバーカード等の利用・取得・更新ができるようになる見込みで、現在、在外公館におけるマイナンバーカードの交付等の方法も検討されています。

マイナンバーカードの交付手数料は無料です。今後は、市区町村の申請窓口が混み合うことが予想されますので、帰国後速やかに取得申請を行って頂くよう、お願い申し上げます。

年金受給者の現況届提出について

海外に居住している年金受給者は、年金の支給を引き続き受けるために、毎年、現況届に在留証明書等の生存確認ができる書類を添えて、日本年金機構(以下「機構」という。)へ提出いただく必要があります。しかし、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響によって郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者については、提出期限までに現況届を機構に提出することや機構から現況届様式を送付することができなくなっています。

このため、郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者(提出期限が令和2年2月末日以降である者)については、それぞれの国・地域において郵便の受付が再開された3か月後までの間は、現況届の提出がなくても年金の支払いを継続する取扱いになりました。詳細については、下記リンク先を御確認いただくか、日本年金機構のねんきんダイヤルにお問い合わせください。

ねんきんダイヤル: (81)3-6700-1165

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202006/2020061001.html>

有効期間10年の旅券の発給申請可能年齢等の引き下げについて

成年年齢が20歳から18歳に引き下がる民法の改正(平成30年)に伴い、旅券法の一部改正を行ったことにより、令和4年4月1日以降、有効期間が10年の旅券の申請可能な年齢及び、旅券発給申請に当たり親権者の同意が不要となる年齢が18歳以上となります。

旅券のオンライン申請等の開始について

2023年3月27日から旅券の申請手続きをオンラインで行うことができるようになりました。オンライン申請を行っていただければ、在外公館に来館する必要はなくなりますので、是非ご活用下さい。オンライン申請を行うためには、スマートフォンへの在留邦人用旅券申請アプリのインストールやオンライン在留届(ORRネット)への登録が必要となります。なお、新規旅券の受取は、引き続き当館に来ていただく必要がありますのでご留意下さい。

詳細: <https://www.pl.emb-japan.go.jp/files/100484349.pdf>

【お知らせ】大使館広報文化センター開館時間

平日 9:00 - 12:30及び13:30 - 17:00

問合せ先: 在ポーランド日本大使館広報文化センター(電話: 22-584-7300、Eメール: info-cul@wr.mofa.go.jp、住所: Al. Ujazdowskie 51, Warszawa)

文化行事・大使館関連行事

【開催中】展覧会「着物とは、着る物のことだ」【2023年7月21日(金)～11月26日(日)】

ヴロツワフ市ヘンリク・トマシェフスキ演劇博物館で、展覧会「着物とは、着る物のことだ」が開催中です。日本の伝統文化や日本のファッションを紹介する展覧会です。入場は有料です。

開催場所: Muzeum Teatru im. Henryka Tomaszewskiego, Pl. Wolności 7A, Wrocław

詳細: <https://muzeum.miejskie.wroclaw.pl/exhibition/kimono-czyli-cos-do-noszenia/>

本資料は、ポーランドの政治・社会情勢を中心に、各種報道をとりまとめたものです。
報道をベースにしておりますので、記載事項の信頼性については責任を負いかねます。
記載事項は在ポーランド日本国大使館の見解を示すものではなく、特定の団体・個人の利益を代表するものではありません。

皆様からの情報提供をお待ちしています

大使館では、読者の皆様に幅広くポーランドの情報をお伝えするため、皆様からの情報をお待ちしています。社会・生活情報やお勧めのイベント、困ったことなど、皆様に伝えたいと思われる情報があれば、下記のアドレスまで御連絡ください。（営利目的など、内容によっては対応できかねる場合もありますので御了承ください。）

【お問い合わせ・配信登録】

本資料は、ポーランドに関心のある方であれば誰でも受け取ることができます。「新たに配信を受けたい」、「送付先Eメールアドレスを変更したい」、「配信を停止したい」等の依頼につきましては、下記のEメールアドレスまで御連絡ください。大使館ウェブサイト(http://www.pl.emb-japan.go.jp/index_j.htm)も併せて御覧ください。

本資料に関する問い合わせ E メールアドレス(newsml@wr.mofa.go.jp)